

	改正番号	改正年月日	適用年月日	整理年月日	備考
1	空総第 130 号	昭和 42. 3. 13	昭和 42. 8. 1		備考 制定
2	空制第 5 号	44. 1. 9	44. 4. 1		
3	空制第 86 号	44. 5. 15	44. 5. 15		
4	空制第 160 号	44. 9. 12	44. 10. 16		
5	空制第 227 号	44. 12. 26	45. 1. 15		
6	空制第 10 号	45. 2. 15	45. 4. 1		
7	空制第 58 号	45. 3. 30	45. 4. 1		
8	空制第 215 号	45. 10. 26	45. 11. 1		
9	空制第 189 号	46. 10. 26	46. 11. 1		
10	空制第 7 号	48. 1. 18	48. 1. 25		
11	空制第 152 号	49. 9. 6	49. 11. 1		
12	空制第 136 号	50. 6. 20	50. 7. 15		
13	空制第 296 号	50. 10. 1	50. 10. 10		
14	空制第 10 号	51. 1. 28	51. 2. 15		
15	空制第 80 号	51. 4. 23	51. 5. 20		
16	空制第 37 号	52. 2. 26	52. 4. 1		
17	空制第 238 号	53. 1. 12	53. 3. 30		
18	空制第 109 号	53. 8. 8	53. 8. 10		
19	空制第 145 号	53. 8. 8	53. 8. 10		
20	空制第 171 号	53. 9. 5	53. 9. 7		
21	空制第 193 号	53. 11. 29	53. 12. 15		
22	空制第 223 号	53. 12. 22	54. 3. 1		
23	空制第 204 号	54. 11. 24	54. 12. 10		
24	空制第 5 号	55. 2. 15	55. 4. 1		
25	空制第 70 号	55. 7. 4	55. 9. 4		
26	空制第 111 号	55. 10. 7	55. 11. 1		
27	空制第 171 号	56. 1. 16	56. 3. 1		
28	空制第 12 号	58. 2. 19	58. 4. 1		
29	空制第 229 号	59. 1. 18	59. 2. 16		
30	空制第 178 号	59. 10. 31	59. 12. 20		
31	空制第 26 号	60. 3. 13	60. 6. 1		
32	空制第 52 号	60. 4. 4	60. 4. 6		
33	空制第 401 号	60. 11. 12	60. 11. 21		
34	空制第 449 号	60. 12. 16	61. 1. 16		
35	空制第 46 号	61. 3. 24	61. 4. 10		
36	空制第 155 号	61. 5. 20	61. 7. 25		
37	空制第 248 号	61. 7. 22	61. 8. 10		
38	空制第 382 号	61. 9. 18	61. 10. 1		
39	空制第 292 号	62. 8. 12	62. 9. 1		
40	空制第 403 号	62. 10. 20	62. 10. 25		
41	空制第 437 号	62. 11. 10	62. 11. 19		
42	空制第 7 号	63. 1. 30	63. 2. 11		
43	空制第 75 号	63. 3. 14	63. 4. 1		
44	空制第 170 号	63. 6. 15	63. 7. 1		
45	空制第 172 号	63. 6. 16	63. 8. 25		
46	空制第 234 号	63. 7. 19	63. 7. 20		
47	空制第 381 号	63. 12. 9	63. 12. 15		
48	空制第 141 号	平成 1. 6. 26	平成 1. 7. 7		

	改正番号	改正年月日	適用年月日	整理年月日	備考
49	空制第 348 号	1. 12. 26	2. 1. 1		
50	空制第 1 号	2. 2. 1	2. 3. 1		
51	空制第 363 号	3. 10. 31	3. 11. 1		
52	空制第 287 号	4. 10. 14	4. 10. 15		
53	空制第 202 号	5. 6. 22	5. 7. 1		
54	空制第 245 号	5. 7. 21	5. 8. 3		
55	空制第 293 号	6. 7. 15	6. 7. 21		
56	空制第 416 号	6. 10. 20	6. 10. 25		
57	空制第 145 号	7. 5. 25	7. 6. 1		
58	空制第 412 号	7. 12. 27	8. 1. 4		
59	空制第 93 号	10. 3. 23	10. 4. 1		
60	空制第 260 号	10. 7. 24	10. 8. 13		
61	空制第 147 号	12. 3. 31	12. 4. 1		
62	国空制第 128 号	13. 3. 13	13. 3. 22		
63	国空制第 479 号	13. 11. 19	13. 11. 19		
64	国空制第 706 号	15. 3. 17	15. 4. 1		
65	国空制第 687 号	15. 3. 19	15. 3. 20		
66	国空制第 412 号	15. 10. 20	15. 10. 30		
67	国空制第 818 号	16. 3. 17	16. 3. 18		
68	国空制第 538 号	16. 11. 26	16. 12. 1		
69	国空制第 731 号	16. 12. 22	17. 2. 17		
70	国空制第 834 号	17. 2. 16	17. 4. 14		
71	国空制第 917 号	17. 3. 24	17. 4. 11		
72	国空制第 360 号	17. 9. 16	17. 10. 1		
73	国空保第 265 号	17. 9. 20	17. 10. 1		
74	国空制第 368 号	17. 9. 21	17. 9. 30		
75	国空制第 714 号	18. 2. 6	18. 2. 16		
76	国空制第 335 号	18. 9. 21	18. 10. 26		
77	国空制第 400 号	18. 10. 24	18. 10. 26		
78	国空総第 1277 号	19. 1. 9	19. 1. 9		
79	国空制第 3 号	19. 4. 9	19. 4. 9		
80	国空制第 3 号	19. 4. 9	19. 4. 12		
81	国空制第 3 号	19. 4. 9	19. 5. 10		
82	国空制第 133 号	19. 8. 8	19. 8. 8		
83	国空制第 133 号	19. 8. 8	19. 9. 27		
84	国空制第 605 号	20. 1. 17	20. 1. 17		
85	国空制第 710 号	20. 3. 10	20. 3. 13		
86	国空制第 710 号	20. 3. 10	20. 3. 25		
87	国空制第 139 号	20. 6. 27	20. 8. 28		
88	国空制第 625 号	20. 12. 11	20. 12. 18		
89	国空制第 709 号	21. 1. 23	21. 1. 23		
90	国空制第 464 号	21. 12. 16	22. 1. 14		
91	国空制第 610 号	22. 1. 13	22. 1. 14		
92	国空制第 128 号	22. 7. 8	22. 7. 29		
93	国空制第 298 号	22. 10. 6	22. 10. 21		
94	国空制第 550 号	23. 1. 12	23. 1. 13		
95	国空制第 90 号	23. 5. 17	23. 6. 2		
96	国空制第 90 号	23. 5. 17	23. 7. 1		

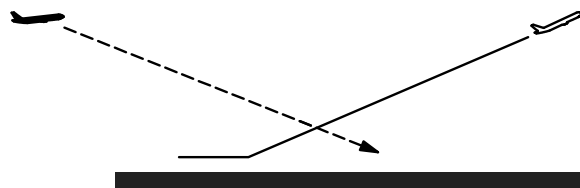
	改正番号	改正年月日	適用年月日	整理年月日	備考
97	国空制第 162 号	23. 6. 23	23. 8. 25		
98	国空制第 58 号	23. 9. 6	23. 9. 22		
99	国空制第 58 号	23. 9. 6	23.10. 1		
100	国空制第 281 号	23.12.13	24. 1. 12		
101	国空制第 308 号	23.12.13	24. 1. 12		
102	国空制第 368 号	24. 1. 18	24. 2. 1		
103	国空制第 508 号	24. 3. 29	24. 5. 3		
104	国空制第 508 号	24. 3. 29	24. 5. 31		
105	国空制第 234 号	24. 8. 31	24. 9. 20		
106	国空制第 374 号	24.11.27	24.11.27		
107	国空制第 89 号	25. 5. 30	25. 6. 27		
108	国空制第 383 号	25.11.29	25.12.12		
109	国空制第 349 号	26.10.31	26.11.13		
110	国空制第 580 号	27. 3. 16	27. 3. 29		
111	国空制第 580 号	27. 3. 16	27. 4. 2		
112	国空制第 194 号	27. 7. 31	27. 8. 20		
113	国空制第 669 号	28. 3. 23	28. 4. 1		
114	国空制第 421 号	28.11. 7	28.11.10		
115	国空制第 628 号	29. 3. 2	29. 3. 8		
116	国空制第 143 号	29. 6. 20	29. 6. 22		
117	国空制第 211 号	29. 8. 8	29. 8. 17		
118	国空制第 333 号	29.10. 5	29.10.12		
119	国空制第 558 号	30. 2. 16	30. 2. 22		
120	国空制第 629 号	30. 3. 22	30. 3. 29		
121	国空制第 282 号	30. 9. 18	30.10. 1		
122	国空制第 283 号	30. 9. 18	30.10.11		
123	国空交企第 432 号	31. 3. 18	31. 4. 1		
124	国空制第 492 号	令和 2. 1. 31	令和 2. 2. 1		
125	国空制第 236 号	2.10. 8	2.11. 5		
126	国空制第 389 号	3. 1. 25	3. 2. 25		
127	国空制第 480 号	3. 3. 8	3. 3. 25		
128	国空制第 231 号	3. 9. 17	3.10. 1		
129	国空制第 294 号	3.10.27	3.11. 4		
130	国空制第 412 号	4. 1. 27	4. 2. 24		
131	国空制第 144 号	4. 7. 19	4. 8. 11		
132	国空制第 216 号	4. 9. 8	4.10. 6		
133	国空制第 358 号	4.12.22	5. 1. 26		
134	国空制第 434 号	5. 2. 9	5. 3. 1		
135	国空制第 570 号	5. 3. 30	5. 4. 1		
136	国空制第 61 号	5. 5. 16	5. 6. 15		
137	国空制第 186 号	5. 7. 28	5. 9. 7		
138	国空制第 265 号	5. 9. 28	5.11. 2		
139	国空制第 543 号	6. 3. 13	6. 3. 21		
140	国空制第 606 号	6. 3. 29	6. 4. 18		
141	国空制第 130 号	6. 6. 7	6. 6. 13		
142	国空制第 279 号	6. 9. 6	6.10. 1		
143	国空制第 396 号	6.11.19	6.11.28		

3	調整要領	IV-1
4	協定書	IV-1
5	運用要領	IV-2
6	業務処理要領	IV-2
7	業務の引継ぎ	IV-2
8	書類の作成	IV-2
V	管制書類様式記入要領	
1	管制日誌(第1号様式)及び管理管制日誌(第1の2号様式)	V-1
2	管制無線業務日誌(第2号様式)	V-1
3	航空交通機数表(第6号様式)	V-5
4	気象日誌(第7号様式)	V-5
5	飛行場管制所機器点検表(第8号様式)	V-5
6	レーダー管制室機器点検表(第8号の2様式)	V-6
7	航空交通管制特別報告書(第9号様式)	V-6
8	管制月間交通量報告書(飛行場)(第10号様式)	V-7
9	管制月間交通量報告書(航空路)(第11号様式)	V-7
10	管制ストリップ	V-8
11	各様式の保存期間	V-16
VI	管制業務等実施要領	
1	テープレコーダー運用要領	VI-1
2	機長報告取扱要領	VI-1
3	航空交通管制特別報告書取扱要領	VI-1
VII	訓練実施要領	
1	技能証明未取得者に対する訓練実施要領	VII-1
2	国内搭乗訓練実施要領	VII-2

後方乱気流カテゴリー		
先行機	後続機	最低基準
スーパー機	ヘビー機	3分間
	ミディアム機	4分間
	ライト機	
ヘビー機	ヘビー機 ミディアム機 ライト機	3分間
ミディアム機	ライト機	

後方乱気流グループ		
先行機	後続機	最低基準
グループ A 機	グループ B 機	160 秒間
	グループ C 機	180 秒間
	グループ D 機	200 秒間
	グループ E 機	220 秒間
	グループ F 機	
グループ G 機	240 秒間	
グループ B 機	グループ D 機	160 秒間
	グループ E 機	180 秒間
	グループ F 機	
グループ C 機	グループ G 機	200 秒間
	グループ D 機	140 秒間
	グループ E 機	160 秒間
グループ F 機		
グループ D 機	グループ G 機	180 秒間
グループ E 機	グループ G 機	160 秒間

- (b) 滑走路進入端が滑走路末端から内側へ移設されている滑走路において先行出発機と後続到着機が同方向に離着陸する場合であって、先行出発機のローテーションポイントが後続到着機の接地点より手前にあるときは、先行出発機が離陸滑走を開始してから後続到着機が先行出発機の離陸開始側の滑走路末端を通過するまでの間に次表の最低基準以上の間隔。((2) - 9 図)



(2) - 9

後方乱気流カテゴリー		
先行機	後続機	最低基準
スーパー機	ヘビー機	2分間
	ミディアム機	3分間
	ライト機	
ヘビー機	ヘビー機 ミディアム機 ライト機	2分間
ミディアム機	ライト機	

後方乱気流グループ		
先行機	後続機	最低基準
グループ A 機	グループ B 機	100 秒間
	グループ C 機	120 秒間
	グループ D 機	140 秒間
	グループ E 機 グループ F 機	160 秒間
	グループ G 機	180 秒間
グループ B 機	グループ D 機	100 秒間
	グループ E 機 グループ F 機	120 秒間
	グループ G 機	140 秒間
グループ C 機	グループ D 機	80 秒間
	グループ E 機 グループ F 機	100 秒間
	グループ G 機	120 秒間
グループ D 機	グループ G 機	120 秒間
グループ E 機	グループ G 機	100 秒間

後方乱気流管制方式

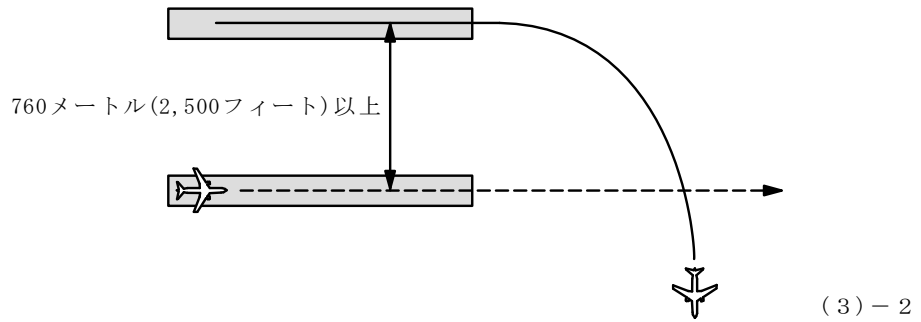
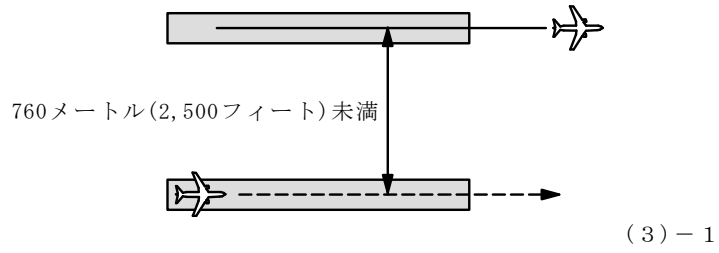
- e 先行出発機と後続到着機が同方向に離着陸する場合であって、必要であると判断されたときは、後方乱気流に関する注意情報等の提供を行うものとする。(参照(Ⅰ)2(20))

【平行滑走路における間隔】

後方乱気流管制方式

- (3) a 平行滑走路をそれぞれ使用する先行機と後続機の間には以下の間隔を設定するものとする。
- (a) 次に掲げる間に次表の最低基準以上の間隔。ただし、アの場合であって、ターミナル管制所により(Ⅳ)6(4)b(b)イに規定するレーダー間隔の最低基準が適用されるときはこの限りではない。
- ア 滑走路の中心線の間隔が760メートル(2,500フィート)未満の平行滑走路を使用して先行出発機と後続出発機が同方向に離陸する場合は、先行出発機が離陸滑走を開始してから後続出発機に離陸許可を発出するまでの間。((3)-1図)
- イ 滑走路の中心線の間隔が760メートル(2,500フィート)以上分離した平行滑走路を使用して先行出発機と後続出発機が同方向に離陸する場合であって投影した飛行経路が交差するときは、先行出発機が当該交差点を通過してから後続出発機が離陸滑走を開始するまでの間。ただし、先行出発機と同高度又は1,000フィート未満の下方

の高度で飛行する場合に限る。((3) - 2 図)



後方乱気流カテゴリー		
先行機	後続機	最低基準
スーパー機	ヘビー機	2分間
	ミディアム機	3分間
	ライト機	
ヘビー機	ヘビー機	2分間
	ミディアム機	
	ライト機	
ミディアム機	ライト機	

後方乱気流グループ		
先行機	後続機	最低基準
グループ A 機	グループ B 機	100 秒間
	グループ C 機	120 秒間
	グループ D 機	140 秒間
	グループ E 機	160 秒間
	グループ F 機	
	グループ G 機	180 秒間
	グループ B 機	グループ D 機
グループ E 機		120 秒間
グループ F 機		
グループ C 機	グループ G 機	140 秒間
	グループ D 機	80 秒間
	グループ E 機	100 秒間
グループ F 機		
グループ D 機	グループ G 機	120 秒間
グループ E 機	グループ G 機	100 秒間

(b) 次に掲げる間に次表の最低基準以上の間隔

ア 滑走路の中心線の間隔が760メートル(2,500フィート)未満の平行滑走路を使用して先行出発機と後続出発機が反方向に離陸する場合は、先行出発機が滑走路末端を通過してから後続出発機が離陸滑走を開始するまでの間。

イ 滑走路の中心線の間隔が760メートル(2,500フィート)未満の平行滑走路を使用して復行又はローアプローチを行う先行機の後に後続出発機が反方向に離陸する場合は、先行機が滑走路末端を通過してから後続出発機が離陸滑走を開始するまでの間。

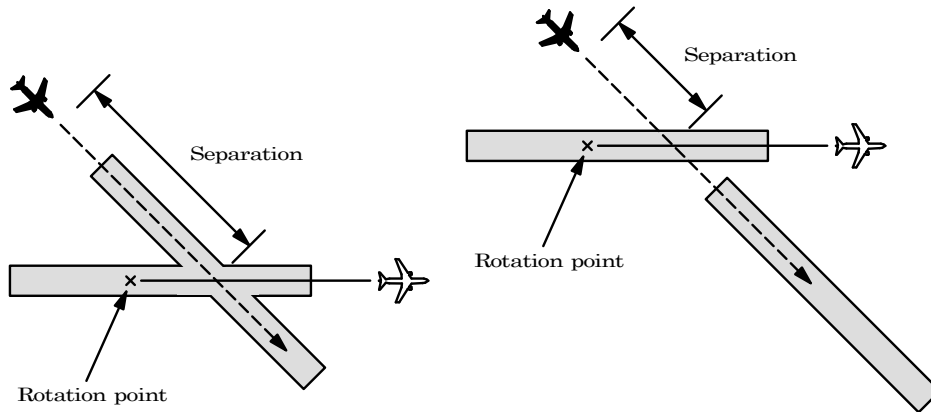
ウ 滑走路の中心線の間隔が760メートル(2,500フィート)未満の平行滑走路を使用して先行出発機と後続到着機が反方向に離着陸する場合は、先行出発機が滑走路末端を通過してから後続到着機が滑走路進入端を通過するまでの間。

エ 滑走路の中心線の間隔が760メートル(2,500フィート)未満の平行滑走路を使用して復行又はローアプローチを行う先行機の後に後続到着機が反方向に着陸する場合は、先行機が滑走路末端を通過してから後続到着機が滑走路進入端を通過するまでの間。

後方乱気流カテゴリー		
先行機	後続機	最低基準
スーパー機	ヘビー機	3分間
	ミディアム機 ライト機	4分間
ヘビー機	ヘビー機 ミディアム機 ライト機	3分間
ミディアム機	ライト機	

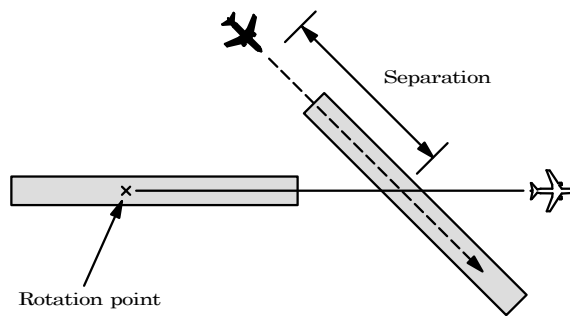
後方乱気流グループ		
先行機	後続機	最低基準
グループ A 機	グループ B 機	160 秒間
	グループ C 機	180 秒間
	グループ D 機	200 秒間
	グループ E 機 グループ F 機	220 秒間
	グループ G 機	240 秒間
グループ B 機	グループ D 機	160 秒間
	グループ E 機 グループ F 機	180 秒間
	グループ G 機	200 秒間
グループ C 機	グループ D 機	140 秒間
	グループ E 機 グループ F 機	160 秒間
	グループ G 機	180 秒間
グループ D 機	グループ G 機	180 秒間
グループ E 機	グループ G 機	160 秒間

b 滑走路の中心線の間隔が760メートル(2,500フィート)未満の平行滑走路を使用して先行出発機と後続到着機が同方向に離着陸する場合であって、必要であると判断されたときは、後方乱気流に関する注意情報等の提供を行うものとする。(参照(I)2(20))

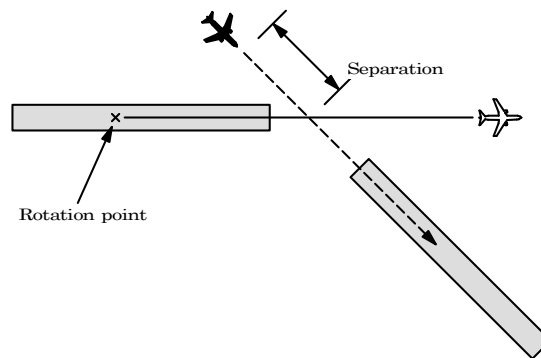


(4)-15

(4)-16



(4)-17



(4)-18

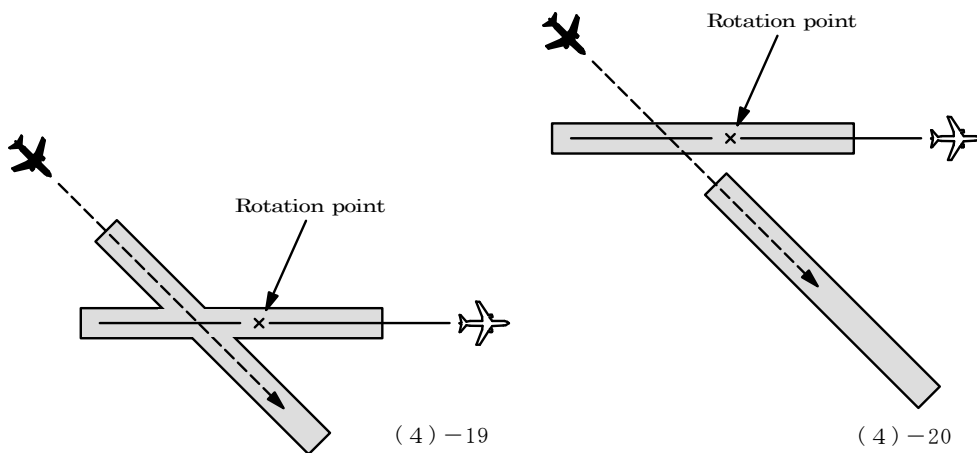
後方乱気流管制方式

e 次に掲げる場合であつて、必要であると判断されたときは、後方乱気流に関する注意情報等の提供を行うものとする。(参照(Ⅰ)2(20))

(a) 次に掲げる滑走路において先行出発機と後続到着機が離着陸する場合であつて、先行出発機のローテーションポイントが交差点の向こう側にあるとき。

ア 交差滑走路((4)-19 図)

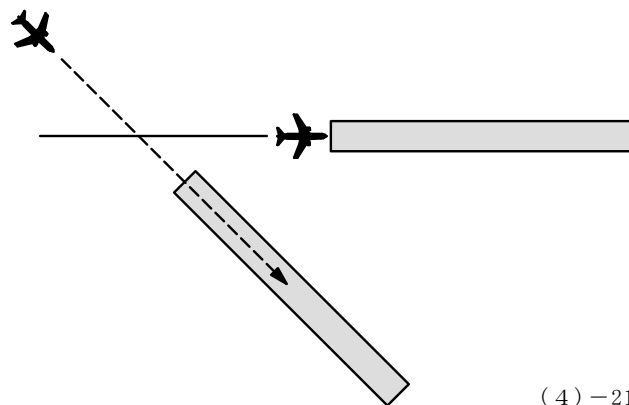
イ 投影した飛行経路が先行出発機等の使用滑走路と交差する非交差滑走路((4)-20 図)



(b) 非交差滑走路において先行到着機と後続到着機が着陸する場合であって、先行機と後続到着機の投影した飛行経路が交差するとき。((4) - 21 図)

〔例〕 Caution wake turbulence from arriving B777 3 miles on final.

Caution wake turbulence from departing B747 runway 32L.



(c) 非交差滑走路において先行到着機と後続出発機が離着陸する場合であって、先行到着機の投影した飛行経路と後続出発機の使用滑走路が交差するとき。((4) - 4 図)

【ヘリコプターの間隔】

- (5) 同一の離着陸場を使用して離着陸するヘリコプター相互間の間隔は、次の基準によるものとする。
- a 先行の離着陸ヘリコプターが離着陸場を離れるまで後続の出発ヘリコプターが離陸滑走を開始しないこと((5)-1-a 図及びb 図)
 - b 先行の離着陸ヘリコプターが離着陸場を離れるまで後続の到着ヘリコプターが離着陸場に入らないこと((5)-2-a 図及びb 図)
 - c a 及びb の規定にかかわらず離陸点及び着陸点の間隔が 60 メートル(200 フィート)以上であって離着陸経路が交差していない場合は同時離着陸を許可することができる。((5)-3 図)

注 ミニマムクリーンスピード未満での長時間飛行となる速度調整は、到着機の残燃料に影響を及ぼす可能性がある。

【RF レグにおける速度調整】

(4) RF レグにおいては、特定速度を指定した速度調整は行わないものとする。

注 航空機が RF レグにおいて維持すべき速度には、運航上の制約がある。

【最低調整速度及び調整量】

(5) a 最低調整速度の基準は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、(2)(g)若しくは(h)により減速を指示する場合又は航空交通の状況により必要と判断される場合は、この限りでない。

機 種	区 分 (距離は滑走路進入端 までの飛行距離)	高 度	最低調整速度
全機種	全ての航空機	10,000 フィート以上	250 ノット 又は 250 ノットに 相当するマック数
ターボジェット機	出発機	10,000 フィート未満	230 ノット
	到着機(20 海里を超える)		210 ノット
	到着機(20 海里以内)		170 ノット
プロペラ機	到着機(20 海里を超える)		200 ノット
	到着機(20 海里以内) 出発機		150 ノット

b 到着機に対して 1 回に指示する速度の調整最大量は、滑走路進入端までの飛行距離が 20 海里未満の場合、原則として 20 ノットとする。

【最大調整速度】

(6) 最大調整速度の基準は、次のとおりとする。

(a) 法第 82 条の 2 各号に掲げる空域においては、(I) 2 (22) の指示による場合を除き、則ち 179 条第 1 項及び第 2 項に掲げる制限速度を超える速度調整は行わないものとする。

(b) (IV) 8 (5) の指示により直行を指示したフィックスに速度が公示されている場合は、当該フィックス通過時に公示された速度を超えるような速度調整は行わないものとする。

(c) RNP 進入及び RNP AR 進入を行う到着機にあっては、当該機が行う計器進入方式のウェイポイント通過時に 210 ノットを超えるような速度調整は行わないものとする。

【速度調整の終了】

(7) a 速度調整の必要がなくなった場合には、次に掲げる場合を除き、速やかに航空機に対しその旨を通報するものとする。

(a) 待機を指示した場合

(b) (II) 1 (10) により SID 若しくは SID 及びトランジションによる上昇又は STAR による降下を指示した場合

- (c) 進入許可を発出した場合
 - (d) レーダー進入において接地点から5海里の地点又は最終降下開始点のうちいずれか接地点から遠い方の地点を通過した場合
 - (e) 速度を維持すべき地点を明示したのち当該地点を通過した場合
 - 注 速度調整は(a)若しくは(b)を指示した地点、(c)を発出した地点又は(d)若しくは(e)の地点を通過した時点において自動的に終了する。
- b 速度調整の終了は以下の用語により行うものとする。
- (a) **SID**、**トランジション**、**STAR** 又は計器進入方式により飛行中の航空機(**SID**、**トランジション**、**STAR** 又は計器進入方式により飛行すべき地点に向かって通常航法により飛行中の航空機、既に **STAR** を承認された航空機であって **STAR** の開始点より手前を通常航法により飛行中の航空機又は既に計器進入方式を許可された航空機であって計器進入方式の開始点より手前を通常航法により飛行中の航空機を含む。)を公示された当該方式又は経路の速度に従って飛行させる場合
 - ★公示された速度に従ってください。
 - RESUME PUBLISHED SPEED.**
 - (b) (a)以外の場合
 - ★通常の色度に戻してください。
 - RESUME NORMAL SPEED.**

(VI) 緊急方式

1 通 則

【適 用】

- (1) 航空機が緊急状態にあるか又はそのおそれがある場合には、この緊急方式の規定により措置するものとする。

注 緊急状態のすべての状況を含む方式を規定することは困難であるので、それぞれの状態に対応する措置については管制官の判断にゆだねられる場合がある。

【情報の収集】

- (2) 管制機関は、緊急状態にある航空機(以下「緊急機」という。)に関する情報の収集に努めるとともに、緊急機に対してはできるかぎりの援助を与えるものとする。この場合、当該情報の収集のためのパイロットへの要求は、最小限に止めるものとする。

【緊急機に対する指示】

- (3) a 緊急機に対する周波数及び二次レーダーコードの変更の指示は、必要な場合を除き行わないものとする。
b エンジンが故障した緊急機に対する指示は、最小限に止めるものとする。

2 緊急業務

【措置基準】

(1) 緊急機に対しては、次に掲げる基準により措置するものとする(航空保安業務処理規程第2の2航空機の搜索救難処理規程参照)。

緊急状態	緊急状態を知った管制機関
<p>不確実の段階(Uncertainty phase)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 位置通報又は運航状態通報が予定時刻から30分過ぎてもない場合 2 航空機がその予定時刻から30分(ジェット機にあっては15分)過ぎても目的地に到着しない場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1段通信搜索を行う。(注)1 2 救難調整本部(以下「RCC」という。)に通報する。 3 可能ならば当該航空機の使用者に通報する。
<p>警戒の段階(Alert phase)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1段通信搜索で当該航空機の情報が見つかれない場合 2 第1段通信搜索開始後30分を経ても当該航空機の情報が見つかれない場合 3 航空機が着陸許可を受けた後、予定時刻から5分以内に着陸せず当該航空機と連絡がとれなかった場合 4 航空機の航行性能が悪化したか、不時着のおそれがある程でないか、又は不時着の可能性が判断できない旨の連絡があった場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 拡大通信搜索を行う。(注)2 2 搜索救難に必要と認められる情報又は資料をRCCに通報する。 3 可能ならば当該航空機の使用者に通報する。
<p>遭難の段階(Distress phase)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 拡大通信搜索で当該航空機の情報が見つかれない場合 2 拡大通信搜索開始後1時間を経ても当該航空機の情報が見つかれない場合 3 当該航空機の搭載燃料が枯渇したか、又は安全に到着するには不十分であると認められる場合 4 当該航空機の航行性能が不時着のおそれがある程悪化したことを示す情報を受けた場合 5 当該航空機が、不時着をしようとしているか、又は既に不時着を行った情報を受けたか若しくはそのことが確実である場合 	<p>収集した情報をRCCに通報する。</p>

注1 第1段通信搜索とは、計器飛行方式による航空機については、その予定経路上における同機と交信し得る管制機関の有する施設を利用して行う搜索をいい、有視界飛行方式による航空機については、その予定経路上における飛行場について行う搜索をいう。

注2 拡大通信搜索とは当該航空機の到着可能な範囲にある関係機関による搜索をいう。

別表第3

様式 番号	書類名	管制機関の種類				
		ATM センター	管制区 管制所	ターミ ナル 管制所	飛行場 管制所	着陸 誘導 管制所
第1号	管制日誌		○	○	○	○
第1号 の2	管理管制日誌	○				
第2号	管制無線業務日誌(出発機) (到着機) (局地飛行)			○	○	
第7号	気象日誌			○	○	○
第8号	飛行場管制所機器点検表			○	○	
第8号 の2	レーダー管制室機器点検表		○	○		○
第9号	航空交通管制特別報告書	○	○	○	○	○
第10号	管制月間交通量報告書(飛行場)			○	○	○
第11号	管制月間交通量報告書(航空路)		○			
第27号	飛行情報管理システム(Flight data management system 以下 「FDMS」という。)管制情報端 末装置設置ターミナル管制機関 用ストリップ			○	○ (注2)	○

(注1) 別表3に掲げた書類の中、電波法第60条及び電波法施行規則第40条に規定する無線業務日誌は、第1号、第2号及び第27号とする。

(注2) 第2号様式により作成されない航空機に係るものに限る。

8 管制月間交通量報告書(飛行場)(第10号様式)

(1) 「IFR」欄

管制ストリップ(第27号様式)の合計を各欄に転記する。ただし、第2号様式をIFR・VFR混合で使用している場合は第2号様式より転記し、管制ストリップにより確認する。

(注) ターミナル管制所空域内にある他空港の、IFRによる出発機及び到着機は当該ターミナル管制所の出発機、到着機の欄に含むものとする。

(2) 「VFR」欄

第2号様式の合計を各欄に記入する。

(3) 「その他」欄

この欄にはターミナルにおける航空交通量を他の面から分析する必要が生じた場合、及び業務量の参考となる事項を記入する。

- a 特別有視界飛行(S・VFR)……管制ストリップ又は第2号様式より転記する。
- b スクランブル(ホット……H・S・C 訓練……P・S・C)の回数
- c グライダーの飛行回数
- d ターミナル及び進入管制所空域内にある他空港のIFRによる出発及び到着機数
- e TCA アドバイザリー業務を実施した民・軍別の出発、到着及び通過機数

(4) この報告書は毎月初めに前月分を集計三部作成し、一部を各機関で保管し二部を地方航空局保安部管制課長に提出する。地方航空局保安部管制課長は一部を本局交通管制部管制課長に提出する。

9 管制月間交通量報告書(航空路)(第11号様式)

(1) 「出発機(Departure)」欄

当該管制機関のIFRクリアランスによって出発した航空機の数を記入する。空中でIFRクリアランスを受理した航空機の機数もこれに含める。

(2) 「到着機(Arrival)」欄

当該管制機関の管轄空域内の飛行場にIFRで到着した航空機の数を記入する。

(3) 「通過機(Over)」欄

他の管制機関が発出したIFRクリアランスによって出発し、当該管制機関の管轄空域を通過した航空機の数を記入する。

(4) 「日本民間機」欄

これはすべての日本国籍民間機であり、海上保安庁、航空大学校所属の航空機も含む。

なお、外国国籍民間機であって日本の航空事業者によって使用されている航空機はこれに含む。

(5) 「外国民間機」欄

日本民間機として数えられない民間機すべてをここに記入する。軍によってチャーターされた外国民間機を含む。

- (6) 「日本軍用機」欄
航空、海上及び陸上自衛隊の航空機の数を記入する。
- (7) 「外国軍用機」欄
外国軍用機の数ここに記入する。
- (8) 「取扱機数合計」欄
出発機、到着機及び通過機を含めた総機数を記入する。
- (9) この報告書は毎月初めに前月分を集計二部作成し、一部を各機関で保管しもう一部を本局交通管制部管制課長に提出する。

10 管制ストリップ

- (1) 第 27 号様式に記入する場合は、黒色又は青色で記入し、特に注意を喚起する必要がある場合は赤色で記入する。
- (2) 記入した事項の訂正を行う場合は、当該事項の上に横線を引き、そのわきに訂正した事項を記入するものとし、消しゴム等を使用してはならない。
- (3) 紙ストリップの記入に使用する記号は別表に掲げるとおりとする。各管制機関の長が必要と認めた場合は、別表の記号を補足する記号を定めることができる。
- (4) 紙ストリップに記入すべき標準事項及び記入例は次に掲げるとおりとする。

A 第 27 号様式(FDMS 管制情報端末装置設置ターミナル管制機関用)

1	4	5	11	13	14	15
2	6	7	10	16	19	20
3	8	9	12	17	18	18

出発機

- (1) 航空機無線呼出符号
- (2) 航空機の型式及び後方乱気流区分
- (3) 電子計算機識別番号及び SSR 機器に関する情報
- (4) 個別コード
- (5) 目的地
- (6) パイロットの要求高度
- (7) 空白
- (8) EOBT
- (9) ATD
- (10) 管制承認の内容又は計器飛行計画を取り下げた時刻及び PBN の種別
- (11) 空白
- (12) RVSM の証明
- (13) 到着又は離脱時に通報することを要求した特定のフィックス又は高度
- (14)、(15)及び(16) その他必要とする事項

- (17) 出発地
- (18) 電子計算機がストリップを編集した年月日時分
- (19)及び(20) その他必要とする事項

記入例

JAL62	6130	KLAX	OTR15 MORAY 150E 160E			
B744/H	310		170E	R15		
0890/S	0825			W	JAA	070927- 0755

到着機

- (1) 航空機無線呼出符号
- (2) 航空機の型式及び後方乱気流区分
- (3) 電子計算機識別番号及び SSR 機器に関する情報
- (4) 個別コード
- (5) 目的地
- (6) 進入補助フィックスの略号
- (7) 進入補助フィックス通過予定時刻
- (8) 管制承認限界点
- (9) 管制承認限界点到着予定時刻
- (10) 高度及び高度に係る管制指示、進入復行を行った時刻又は計器飛行計画を取り下げた時刻及び PBN の種別
- (11) 承認した STAR の略号
- (12) (6)の進入補助フィックスの一つ前のフィックスの略号
- (13) 進入フィックス又は進入補助フィックスの通過時刻
- (14) 待機フィックスの略号
- (15) 待機指示、進入予定時刻又は補足通報事項
- (16) 進入許可発出時刻
- (17) 出発地
- (18) 電子計算機がストリップを編集した年月日時分
- (19) 進入許可
- (20) その他必要とする事項

記入例

ANA160	4163	RJBB	390 80			
B763/H	OKC	0924	160 40	R15		
0293/S				HAKBI	BAA	070927- 0854

(5) 第 33 号様式 (TAPS 用ストリップ) に入力すべき標準事項及び表示例は次に掲げるとおり

とする。

A IFR 出発機

1			4	5	8
				6	9
2	3	7			

- (1) 航空機無線呼出符号
- (2) 編隊機数、航空機の型式及び後方乱気流区分
- (3) **EOBT**
- (4) 使用予定滑走路
- (5) 飛行経路
- (6) 高度
- (7) 出発制限事項
- (8) 管制承認限界点
- (9) スポット番号

表示例

ANA556		12	TSUGR1D<KMCHTR>	RJTT
			280	
B772/H	0655	E<0718		4

B IFR 到着機

1			4	5	6
					7
2	3				

- (1) 航空機無線呼出符号
- (2) 編隊機数、航空機の型式及び後方乱気流区分
- (3) **ETA**
- (4) 使用予定滑走路
- (5) 進入方式
- (6) 入域 **FIX**
- (7) スポット番号

表示例

JAL655		12	ILS Y	BYOBU
B738/M	0205			5

C IFR 通過機

1		4		
2	3			

- (1) 航空機無線呼出符号
- (2) 編隊機数、航空機の型式及び後方乱気流区分
- (3) ETA
- (4) 飛行経路

表示例

CKSTR8		SJE	MJC	MIBAI	MJC
C25C/M	0300				

D VFR 出発機

1		4	5
			6
2	3		

- (1) 航空機無線呼出符号
- (2) 編隊機数、航空機の型式及び後方乱気流区分
- (3) EOBT
- (4) 使用予定滑走路
- (5) 目的地
- (6) スポット番号

表示例

JA913A		12	RJCH
S76/L	0700		6

E VFR 到着機

1	4		5
			6
2	3		

- (1) 航空機無線呼出符号
- (2) 編隊機数、航空機の型式及び後方乱気流区分
- (3) ETA
- (4) 使用予定滑走路
- (5) 出発地
- (6) スポット番号

表示例

JA910A		12	RJSN
S76/L	0130		15

F VFR 通過機

1	4	
2	3	

- (1) 航空機無線呼出符号
- (2) 編隊機数、航空機の型式及び後方乱気流区分
- (3) ETA
- (4) 飛行経路

表示例

JA8570		GANNOSU TENJIN DAZAIFU	
		F900/M	2330

G カウンタ表示

1		4	5	6	7	8
2		9		10	11	12
3						



- (1) 航空機無線呼出符号
- (2) 個別コード及び SSR 機器に関する情報
- (3) クリアボタン
- (4) タッチアンドゴー回数
- (5) ローアプローチ回数
- (6) 飛行回数
- (7) 進入復行回数
- (8) 通過回数
- (9) SVFR 許可発出時刻
- (10) 管制圏入域時刻
- (11) 管制圏出域時刻
- (12) SVFR 機 VMC 到達時刻

表示例

JA901A		T/G	L/A	飛行回数	進入復行	通過
		02	03	00	00	00
1501/C	CLR	発出	入圏	出圏	VMC	
		01:00	01:05	----	01:07	

航空交通管制業務記号

記号	内容
(1) 高度指示記号	
↑ (高度)	(高度)へ上昇
↓ (高度)	(高度)へ降下
—	巡航 (下線)
→	クルーズ (上線)
@	(場所)、(時間)又は(高度)で
×	通過
M	維持
EXP(高度)又は(高度)/P	巡航予定の(高度)
ABV 又は+	(高度)より上
BLO 又は-	(高度)より下
VMC(代替方式)	VMCを維持不可能なら(代替方式)
RL	離れたら通報せよ
RR	到着したら通報せよ
— (朱記)	飛行方向別に指定された高度以外の高度(下線)
(2) 管制承認記号	
C	管制承認
△	管制区内を
△↙	管制区内へ
△↗	管制区外へ
>	(場所)、(時間)の前に
<	(場所)、(時間)の後で
LT	離陸後左旋回
RT	離陸後右旋回
SYD	管制を委任
/	(時間)又は(場所)まで
()	代替方式
SVFR	特別有視界飛行
(3) 制限事項記号	
V<	(時刻)後は管制承認取消し
VIFNO(時刻)	(時刻)までに離陸できなければ管制承認取消し
RACE(時刻)	高度変更要求
EACE	高度変更予定
H/G	地上待機
FC	次の管制承認発出予定時刻
EAT	進入予定時刻
DLND	遅延時刻不明
(4) 管制承認の内容を表す記号	
A	(目的地の飛行場名)へ許可
B	管制承認発出済(ターミナル管制所でのみ使用)
C	FIX 又は飛行場からの出発許可
F	FIX へ許可

記号	内容
H	待機指示済み(—(横線)及び待機中の FIX からの方向を付記)
Q	飛行場から(距離)マイル半径内で(方向)へ飛行許可
Z	ターミナル管制所又は飛行場管制所へ委任
FPR	飛行計画経路
CTA	目視進入
VSL	視認進入
ILS	ILS 進入
VOR	VOR 進入
ADF	ADF 進入
TAC	タカン進入
PAR	精測レーダーによる着陸誘導
ASR	搜索レーダーによる着陸誘導
—	へ直行
◎	管制圏又は情報圏内を
NW	管制圏又は情報圏内へ(入圏方向を矢印と方位で示す)
	
NE	管制圏又は情報圏外へ(出圏方向を矢印と方位で示す)
	
—→ E	管制圏通過(通過方向を矢印と方位で示す)
○SVFR	局地特別有視界飛行
(5)その他の記号	
()	(機関略号又は周波数)通信移管
R	レーダー識別
R	レーダー業務を終了
R	レーダー識別の消失
Ⓡ	レーダーハンドオフ
V	レーダー誘導
V	レーダー誘導の終了
P(機関略号)	(機関)にレーダーポイントアウト
RH	滑走路針路
✓	通報済み
()	航空機が承認された高度以外で通報(高度を囲む)
PD	パイロットの判断で
℄	機長が IFR 飛行計画を取下げ
MA	進入復行
G/A	復行
W(朱記)	警戒
E(朱記)	緊急状態
FLOW(朱記)	出発制御時刻発出の対象となるもの
FLOW	対象解除

11 各様式の保存期間

様式番号	保存期間	備 考
第 1 号	2 ヶ年	電波法施行規則第 40 条の規定による。
第 1 号の 2	〃	〃
第 2 号	〃	〃
第 27 号	2 ヶ年	電波法施行規則第 40 条の規定による。
第 7 号	3 ヶ月	管制特別報告書に係る部分は 2 ヶ年保存
第 8 号	〃	
第 8 号の 2	〃	
第 9 号	2 ヶ年	
第 10 号	〃	
第 11 号	〃	